

平成 16 年 6 月 25 日
総 務 省

行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況調査の結果

総務省は、「行政機関による法令適用事前確認手続」（いわゆる「日本版ノーアクションレター制度」）に関し、平成 15 年度の各府省における実施状況について調査を行い、その結果を取りまとめました。

今回の調査は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定）等に基づくもので、3 回目の結果公表となります。

調査結果の概要

平成 15 年度中に、法令適用事前確認手続の対象として国民等から照会があり、各府省が回答及びその公表を行った案件は、20 件（14 年度比 6 件増）となっています。

府省別の内訳は、次表のとおりです（各照会・回答内容等の詳細については別添資料参照）。

| 府 省 名 | 照会・回答件数 | 関 係 法 令 名 ※括弧内は件数 |
|-----------|---------|---|
| 公正取引委員会 | 4 | 不当景品類及び不当表示防止法(2)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(1)、下請代金支払遅延等防止法(1) |
| 金 融 庁 | 6 | 前払式証票の規制等に関する法律(1)、銀行法(4)、金融先物取引法(1) |
| 法 務 省 | 1 | 出入国管理及び難民認定法(1) |
| 厚 生 労 働 省 | 2 | 美容師法(1)、理容師法(1) |
| 国 土 交 通 省 | 7 | 貨物自動車運送事業法(2)、道路運送車両の保安基準(2)、道路運送車両法(2)、宅地建物取引業法(1) |

（参考）「法令適用事前確認手続」（いわゆる「日本版ノーアクションレター制度」）とは？

民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続。